

議会基本条例改定に関する特別委員会会議記録（概要）

平成28年6月3日（金）

開 会（午前10時3分）

休 憩（午前10時4分）

（休憩中に協議会を開催し、意見提案手続に関し、提出された意見の取り扱いについて協議を行った。）

再 開（午前10時8分）

【議 事】

（1）意見提案手続の結果及び公表について

西沢委員長

先日の報告会は大変お疲れさまでした。廣瀬先生の講演を目的に来てくださった方も結構おり、32人という予想以上の方に来ていただき大成功でした。ありがとうございました。それでは、まず初めに意見提案手続の結果公表について、皆様の御意見をいただきたいのですが、資料を傍聴にも配布してよろしいか。

（委員了承）

先日いただいた3人の方のパブリックコメントに対する市議会の考え方を、所沢市議会基本条例の一部改正について（素案）への意見提案手続ご意見と市議会の考え方（案）にまとめてあるので、これについて確認をしていただきたいと思います。

事務局

事務局より御報告いたします。これから公表（案）について御協議いただきますが、この他に意見応募用紙に何も記載がなかったもの、それから住所氏名等の記載が正しく行われておらず、かつ応募期間として設定した期限を過ぎて提出された2名の方につきましては、反映しておりませんので御確認いただければと思います。

荻野委員

回答のときにその旨を何か出さず、この委員会の中で確認するだけで大丈夫か。

事務局

会議録にその旨を記載させていただければと思います。

西沢委員長

今、事務局から説明のあった件については、今回は結果には反映しないということよろしいか。

（委員了承）

まず、第6条について、評価しますという御意見ですが、貴重な御意見として承りましたでよろしいか。

（委員了承）

次に、第13条についても意見をいただきました。討論会を開き政策提言につなげてもらいたいという御期待の意見でしたけれども、貴重な御意見として承りましたでよろしいか。

荻野委員

項目欄にある第何条というのは、新しい条文ではなく従前の条文という理解でよいか。

事務局

従前の条文となります。ですから、後ほど6番には新規規定の4条文についてコメントをいただいておりますが、そのような形でさせていただきました。

西沢委員長

それでは、第13条についても貴重な御意見として承りましたでよろしいか。

(委員了承)

次に、第14条について、方向性の確認にとどめずに、委員会活動をより充実させるべきですという御意見ですが、貴重な御意見として承りましたでよろしいか。

(委員了承)

次に、第21条について、広聴活動の充実は極めて重要です。6条3項と対比すると「会議体」としたのは消極的です。広聴広報委員会を条例にきちんと位置付けるべきですとの御意見に対して、具体的な名称を規定することについては全会一致とはならず、「会議体」と規定したものです。貴重な御意見として承りましたということではいかがでしょうか。

荻野委員

この前の報告会のときも、ここで言う会議体というのは広聴広報委員会のことですかという質問が出た。条文上は会議体ということになったが、例えば趣旨及び解釈の中で、現状としては広聴広報委員会が設置されているというようなことで触れたほうが親切かなと考えるので、その辺を踏まえて市議会の考え方に盛り込むかどうか検討していただきたい。

西沢委員長

具体的にはどういうことを盛り込むのか。

荻野委員

現状としては広聴広報委員会が何年から設置されていますといったことを盛り込んだら、いかがか。

赤川委員

現状においては、広聴広報委員会を指すということか。

西沢委員長

自由民主党・無所属の会として、何か意見はあるか。

入沢委員

別によいと思います。

荻野委員

この前話を聞いていて、別物だと思っている節があると感じたので、その辺はある程度わかるようにしてあげたほうがよいのかなと思う。

西沢委員長

現状の会議体として広聴広報委員会がありますという感じでどうか。

荻野委員 平成23年5月から広聴広報委員会が設置されていますといったことを付け加えていただきたい。

西沢委員長 平成23年5月から広聴広報委員会が設置されていますがという感じか、それとも1回切ってしまうか。

荻野委員 今あるものを生かすと、「会議体」と規定したものです。なお、平成23年5月から広聴広報委員会が設置されていますといった内容になるかと思う。

西沢委員長 それでは、文脈がうまくまとまるような形でそれを入れましょう。

事務局 この条文の規定では設置するとなっておりますので、もしかしたら、これからのことをお考えになっている部分があるかもしれませんので、逆に先ほど指すという御発言もありましたけれども、平成23年5月から設置されている広聴広報委員会が現状ではこの会議体を指しますというような意味合いで、いかがでしょうか。

西沢委員長 それでは、ここにある具体的な名称を規定する云々をとってしまって、代わりにそれを入れるということか。

荻野委員

これはこれで議論の結果なので、残しておいてよいと思う。

事務局

具体的な名称を規定することについては全会一致とはならず、「会議体」と規定したものです。現状では平成23年5月から設置されている広聴広報委員会がこれに当たりますという感じでよろしいでしょうか。

西沢委員長

これについては、確認したほうがよいですか。

荻野委員

任せます。

西沢委員長

わかりました。次に、第21条第2項ですが、「広聴広報に関する会議体」とあるが、もっとはっきりした形態で示されないか。例えば、広聴広報委員会のように実態をしっかり決めるほうがよいということで、これも同じになります。これについては、4番と同じという回答でよろしいか。

(委員了承)

次に、6番の第6条、第10条、第13条、第14条、第18条、第21条及び新規規定(4件)について、基本的に賛成です。所沢市議会基本条例は、もともとかなり進んだ内容を持っていますので、それをベースとした改善提案はいずれも若干の表現上の問題は別にしてそれぞれ異議はありませんという御意見ですが、貴重な御意見として承りましたでよろし

いか。

(委員了承)

次に、7番の通年議会と議会モニター制度に関する議論を記録として残し開示してもらいたいという御意見ですが、委員会の議事は会議録として記録しています。本会議において委員長報告がされた後、ホームページに掲載しますということによろしいか。

(委員了承)

次に、8番の全体としては市民に対しより開かれ、対話を促進することで活性化させていく狙いが出ていてよいと思う。さらに以下のような事項について条例化していただきたい。予算案件に対する、対予算案の提出権の強化、会議の期日、土日に増やせないか（平日働いている人たちにも配慮）、通年議会、各委員会のネットで公開、ライブ、これについては要望なので、貴重な御意見として承りましたでよろしいか。

荻野委員

これについては結構いろいろな御提案もいただいているので、ちょっと貴重な御意見だけでは寂しい印象がある。制定時のパブリックコメントで、貴重な御意見というパターンや今後の活動の参考にしてまいりますというのがあったが、そういうほうが前向きかなと思う。

西沢委員長

貴重な御意見として承り、今後の議会活動の参考とさせていただきますということで、いかがか。

荻野委員

そのぐらいのほうが前向きでよいと思います。

西沢委員長

それでは、そういうことでよろしいか。

(委員了承)

次に、9番の(1) 通年議会、議会の招集は市長の仕事だということは地方自治法に規定されていますが、議会活動の即時対応性の観点から常に議会を開催できる体制が必要です。現状では、緊急の場合の市長専決事項がふえます。後日、議会承認を求められるとしても、実行後では承認せざるを得ません。緊急時に議会对応ができなくなる可能性が生じます。これは「二元代表制」の視点からは不適切です。地方自治法の規定に沿って「会期を1年」とすれば、上記のような不適切さを回避できます。具体的な条文案①議会は、定例会の回数を年1回とし、会期を通年とする。②議会会期を通年とすることに伴う必要事項は別途定めるということで通年議会の御提案ですが、委員会における協議の中でも、いただきました御意見に係る議論がありましたが、今回基本条例の条文として規定するまでには至りませんでした。協議を続ける事項であるとの認識は委員間で確認したものです。貴重な御意見として承りましたということで、いかがか。

赤川委員

今後とも議論していく、あるいは検討していくというようなことも入れたほうがよいのではないか。

西沢委員長 協議を続ける事項であるの前に、今後もを入れるのはどうか。

赤川委員 委員会の中でこれでもう終わったということではなくて、今後もという言葉を入れたほうがよい。

西沢委員長 そういうことで、よろしいか。
(委員了承)

事務局 この委員会間ということでの表記にさせていただいたのですが、もし今後もということであれば、御協議をいただきたいと思います。

西沢委員長 委員会で協議するという表現ではない。委員間で確認したということだから、我々の共通認識ということになる。

赤川委員 今後とも議論していく、検討していきますということで報告会でもみんな納得した感じがした。このパブリックコメントも、そういうような意味が含まれていると思う。

西沢委員長 これは通年議会の御提案で、通年議会を行うには特別委員会で条例改定の中に盛り込まなければいけないという問題だけではなくて、ここに書い

てあるように定例会条例を年4回から年1回に変えるだけでもよくて、そういうやり方もできるから、今後の協議事項としては残せるわけです。だから、その認識を我々が持ったという意味です。

赤川委員

今後という言葉を入れてもらえれば結構です。

西沢委員長

事務局としてはどうか。

事務局

市議会の考え方ということですので、ここで委員の皆さんの了解のもとで、今後の市議会全体としてどのように取り組んでいくのかというようなことで共有できれば、そのような回答をしていただくこともできるかなと思います。

西沢委員長

今後もということによろしいか。

(委員了承)

文章の細かい訂正等はあるかもしれませんが、そういう趣旨で書かせていただきます。

最後に10番の(2)請願・陳情者の意見陳述ですが、市民が抱える個別具体的な懸案事項について議会で意見を述べることを希望した場合、それは保障すべきです。慣例上の運営実態として実施するケースもありますが、市民の権利として条例に明文化することで市民に周知することが重要

です。具体的条文案、第3条議会の活動原則、請願及び陳情は市民による政策提言と位置付け、その審議並びに調査に当たっては、提案者が希望した場合には、参考人として意見を直接求めることという御意見ですが、今回の審査の中では特に議論はありませんでした。現在の常任委員会等の審査においては、第6条の規定に基づき、案件によっては請願人等を参考人招致し、審査を行っています。貴重な御意見として承りましたということで、いかがでしょうか。

(委員了承)

では、パブリックコメントの結果公表については、市議会の考え方をこのような形で記載して公表してまいりたいと思います。

(2) 趣旨及び解釈の改訂について

西沢委員長

次に、趣旨及び解釈の改訂についてですけれども、皆さんからいただいた御提案を反映させたものを記載してありますので、御確認ください。変更するところは赤字で印字してあります。ここで、7ページの第19条について、一つ御協議いただきたいことがありますので、事務局から説明していただきたい。

事務局

5月28日の報告会の基調講演に当たり、法政大学教授の廣瀬克哉氏に当委員会の一連の活動について御報告させていただいたところです。趣旨及び解釈の第19条議会事務局の機能強化については、第1項と第2項を入れ替えたということで、条文の内容自体は改めてはおりませんでした。第2項の中の「行政情報の提供」となっている部分について、行政情報と言うと行政から得る情報ということでやや限定的になるということで、例えば、「政策情報の提供」といった表現にすると、広く政策形成等に通ずる情報の提供というような意味合いになるということで、御指摘をいただきました。このような御指摘がありましたので、御協議いただければと思います。

荻野委員

もともとの条文を作ったときに、資料請求に関することを条例に位置づけるために規定した経緯がある。当初のものからは意味が広がってしまう

気がするが、皆さんがよろしければ良いと思います。

西沢委員長

見出しも、議会事務局から議会事務局の機能強化と変更した経緯もあり、その辺も踏まえて皆さんの御意見をいただきたい。

赤川委員

行政情報以外にも広く情報を提供するという形のほうが、議会事務局としては動きやすいのかと思う。

石原委員

政策情報を付け加えるかは分からないが、広くなることについてはよいと思う。

西沢委員長

では、政策情報とすることよろしいか。

(委員了承)

荻野委員

趣旨及び解釈の7ページ、第22条第2項についても、先ほどのパブリックコメントの議論とも関連しますが、同様のことを記載していただきたい。

西沢委員長

平成23年5月から広聴広報委員会が設置されていますといった内容でよろしいか。

(委員了承)

荻野委員

9ページの最後の段については、繰り下げたではないか。

事務局

繰り下げたに修正いたします。

西沢委員長

所沢市議会基本条例の趣旨及び解釈については、以上のとおりでよろしいか。

(委員了承)

(3) 審査報告書の取りまとめについて

西沢委員長

次に、審査報告書のとりまとめについて、付け加えた部分等もありますので、事務局から変更した点について説明をいただきたい。

事務局

お手元に、平成28年6月と書かれた審査報告書(案)をお配りしてございます。まず、1ページ目の目次です。報告会までの部分について審査報告ということで記載する内容について、(1)から(8)まで、この後お諮りいただく委員会提出議案の提出も含んでおりますが、案としてお示しさせていただきました。参考資料としては、①から④までとなります。

(1)につきましては、これまで御協議いただきました素案と変更ございません。(2)につきましては、3ページの⑥意見提案手続(パブリックコメント)の実施、⑦議会基本条例に関する報告会の開催ということで加えております。(3)審査結果につきましては内容の変更等はございませんが、2点誤りがございましたので直させていただきます。まず1点目、5ページ第3条の協議の経過・決定の理由ですが、従前は、第1項及び第4項の趣旨を踏まえた表記しておりましたが、正しくは第1号及び第4号の趣旨を踏まえた選出方法ということで改めさせていただきます。同様に2点目は、7ページ第9条の協議の経過・決定の理由の中で、第1項、第2項を第1号、第2号と改めさせていただきます。その他内容等についての変更はございません。14ページ(4)、15ペ

ージ（５）以降、２３ページまで変更はございません。２４ページに新たに（６）市民との連携に関する取り組みに、①意見提案手続（パブリックコメントの実施）、②報告会の開催の記載をしています。内容、表記について御確認いただければと思います。２５ページには（７）「所沢市議会基本条例の改定の趣旨及び解釈」の改訂について、（８）委員会提出議案の提出までを含めさせていただきました。２６ページ以降は参考資料として、①所沢市議会基本条例の改定に係る調査の報告、②所沢市議会基本条例の趣旨及び解釈、③意見提案手続（パブリックコメント手続）関連、④議会基本条例改定に関する報告会のチラシを掲載させていただきました。なお、先ほどお決めいただきました第１９条に係る「政策情報」に関し、表記を改めさせていただければと考えております。この他に、何か資料または表記等ありましたら御検討いただければと思います。

西沢委員長

項・号について、１０ページの第１４条については項でよいか。

事務局

こちらは項でございます。

西沢委員長

趣旨及び解釈について、先ほど御提案があったので、それについても修正いただきたい。

事務局

ただ今御協議いただきました内容で掲載いたします。

矢作委員

パブリックコメントや先日の報告会で、通年議会についての御意見があった。この審査報告書は、条文に沿ってこういう協議をしましたとなっているが、通年議会の協議のことに触れていない。そこを盛り込んだらどうか。議論があったということを残しておいた方がよいのではと思うが、いかがか。

入沢委員

趣旨及び解釈に今後も協議していくと書いてあるので、別段ここに入れなくてもよいのではないかと思う。

矢作委員

審査結果を報告するのだから、審査したことを記しておくことが必要だと考える。趣旨及び解釈にも残るわけだから、それはこういう審査に基づいて、こういう解釈をしたと記録した方がいいのではないかと思う。

西沢委員長

審査結果の各条文は、条文が改正されなかったものについても協議の結果を載せている。

事務局

新規条文の制定については、12ページに項目は挙げさせていただきましたが、結果として規定に至った条文については掲載し、通年議会等については内容までの記載はございません。通年議会につきましても、条文の規定というよりは、前段の各委員の皆さんからの提案の中では議論もあ

り、また視察も行っておりますので、条文の制定の部分については、議会モニター制度と通年議会の審査、協議の内容については割愛させていただきました。

赤川委員

このことについては、委員長報告で触れていただきたい。

荻野委員

ホームページにも掲載されるか確認したい。

西沢委員長

掲載されます。

矢作委員

それでは、今後議論を継続していくような部分について、委員長報告で触れていただきたい。

荻野委員

その辺はパブリックコメントでも御意見がありましたので、取り上げていただきたい。

西沢委員長

では、委員長報告で触れていきたいと思います。この審査報告書について、皆さんから了承を得られれば、この後にその他の資料と一緒に議会運営委員会に参加していない会派の方にもお配りし、6月6日の議会運営委員会にも最終的な報告書を提出して、その後にホームページへ掲載したいと考えるが、よろしいか。

(委員了承)

(4) 委員会提出議案について

西沢委員長

今回の議会基本条例の改定については、お手元に配付しました案のとおり委員会提出議案として提案するというところでよろしいか。

(委員了承)

荻野委員

採決が終わったら、委員会の廃止となるのか。

事務局

議会基本条例改定に関する特別委員会の廃止の件ということで議題とし、本会議でお諮りいただくこととなります。

西沢委員長

これについてはよろしいか。

(委員了承)

以上で、議会基本条例改定に関する特別委員会を閉会いたします。

閉 会 (午前10時54分)